

2024年8月5日

準加盟団体登録制度の廃止について

相模原市テニス協会
会長 渋谷 嘉一

日頃より相模原市テニス協会の活動に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、テニスのさらなる普及と協会活動の活性化を目的に、加盟目的が実業団トーナメントへの出場のための団体に対する「準加盟団体登録」の制度を設け、2009年度より試行的に運用してまいりました。

このことにより、当トーナメントへの参加団体数が飛躍的に増加したことに加え、近年では準加盟から正加盟への登録移行が進んでおり、制度試行の目的は十分に達成したと考えられます。

つきましては、本年9月末日をもってこの準加盟団体登録制度を廃止することといたしました。

なお、現在の準加盟登録団体につきましては、経過措置として令和8年3月末日までは現登録を継続し、その間の当トーナメントへの参加を可といたしますので、経過措置期間終了後の正加盟登録への移行につきまして、ご検討いただくようお願いいたします。